



**令和6年度 幼稚園入園・保育所入所手続きのご案内**  
 令和6年度 幼稚園・保育所の入所手続きを開始します。

**受付期間：令和5年**

**10月2日(月)～10月31日(火)**

※土曜・日曜・祝日を除く、8時30分～17時15分。

※令和6年4月1日以降、愛荘町に住所がある方が対象。

※書類不備、郵送での申請は受付できませんので、ご注意ください。

**幼稚園 (平成30年4月2日～令和3年4月1日生)**

**対象：**3歳～5歳児で、1号認定を受ける方

**通園区：**秦荘幼稚園→秦荘中学校区

愛知川幼稚園→愛知中学校区

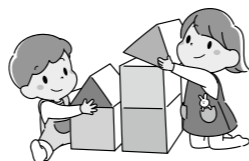
㊦ 愛知川庁舎子ども支援課、秦荘庁舎教育振興課もしくは各幼稚園

**保育所 (平成30年4月2日生以降)**

**対象：**0歳～5歳児(離乳食終了後、産休明けからと園により受け入れ体制が異なります)で、保護者の病気、妊娠・出産、災害、就労等の理由により、保育を必要とする児童で、2号もしくは3号認定を受ける方

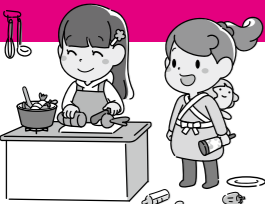
※令和6年度中に途中入所を希望される方、出産予定の方も申込可能ですので子ども支援課へご相談ください。

**町内保育所：**秦川保育園(蚊野)、秦川愛児園(目加田)、八木荘保育園(島川)  
 愛知川保育園(愛知川)、ゆたか保育園(東円堂)、つくし保育園(川原)  
 ※事情により、上記の保育所以外(広域入所等)への入所を希望される場合は、子ども支援課へご相談ください。



㊦ 愛知川庁舎子ども支援課

**申込書配布場所**



- 秦荘庁舎：教育振興課、子育て支援センターあいつ子
- 愛知川庁舎：子ども支援課
- 幼稚園：町内幼稚園
- 保育所：町内保育園、子育て支援センターつくしひろば

※申込書は、10月2日(月)以降にお渡しできます。申込手続きには、以下の書類が必要となります。

(1号認定は①②のみ。2号、3号認定は①～③の書類が必要です。)

- ①認定申請・施設申込書
- ②家庭状況報告書
- ③必要書類 ※理由により異なります。

(就労証明書、農業従事証明書、保育を必要とする申立書、母子手帳の写し、在学証明書、診断書、求人申込証明等、課税証明書、児童扶養手当証書の写し、障がい手帳の写し等)



㊦ 子ども支援課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7693

**感震ブレーカー設置の補助制度を開始しました!**

町では、地震時における電気を起因とする住宅からの出火を防止し、被害の減少や地域の防災力の向上を図るため、感震ブレーカー設置に対する補助制度を始めました。

**感震ブレーカーとは?**

感震ブレーカーとは、地震の揺れを感知して自動的にブレーカーを落として、建物の通電火災を防ぐものです。各家庭に設置することで出火を防止し、他の住宅等への延焼を防ぐことで、被害を大きく軽減することができると考えられています。

**対象** ①町内に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている者。  
 ②町税等に滞納のない世帯に属している者。

**対象製品**

- ①分電盤タイプ(一般社団法人日本配線システム工業会の感電機能付住宅用分電盤規格(JWDS0007付2)に定める構造および機能を有するものに限る。)
- ②簡易タイプ ③コンセントタイプ

**補助金額**

購入および設置に伴う費用の半額(上限2万円)  
 ※1世帯につき1回限り。 ※住宅を新築する際の購入および設置に要するものは、対象となりません。

**申請方法(機器購入前)**

- ①設置補助金交付申請書 ②見積書等の写し
  - ③設置しようとする感震ブレーカー等の使用が確認できる書類(カタログ等)
- ※交付決定を受けた後、工事に着手してください。  
 ※申請様式は町ホームページからダウンロードもしくは本課窓口でお渡しています。

**製品ごとの特徴・注意点を踏まえ、適切に選びましょう!**

<p><b>分電盤タイプ(内蔵型)</b>                  費用:約5～8万円(標準的なもの)                  ※電気工事が必要</p> <p>分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。</p>	<p><b>分電盤タイプ(後付け型)</b>                  費用:約2万円                  ※電気工事が必要</p> <p>分電盤に感震機能を後付けするタイプで、センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断します。</p>
<p><b>コンセントタイプ</b>                  費用:約5千円～2万円程度</p> <p>コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断します。</p>	<p><b>簡易タイプ</b>                  費用:約2～4千円程度                  ※電気工事不要</p> <p>ばねの作動や重りの落下などによりブレーカーを切って電気を遮断します。</p>

㊦ 暮らし安全環境課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7699